

北海道宗谷総合振興局告示第1028号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第27号に掲げる火光を利用する敷き網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
火光を利用する敷き網漁業(いかなご)	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、4月20日から7月31日まで	59隻	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	<p>1. 許可の有効期間は、令和5年4月20日から令和8年4月19日までとする。ただし、令和5年4月21日以降の許可にあっては、許可の日から令和8年4月19日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和5年4月20日から令和6年4月19日までとする。ただし、令和5年4月20日以降の認可にあっては、認可の日から1年又は令和8年4月19日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 定置及びその他の漁業の操業中は、その操業場所から400メートル以内において操業してはならない。 (3) 集魚灯であって消費電力の総和は、30キロワット以内でなければならない。 (4) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (5) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。</p>
	宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、次の共同漁業権漁場区域。 ア 宗海共第8号共同漁業権漁場区域 イ 宗海共第9号共同漁業権漁場区域 ウ 宗海共第10号共同漁業権漁場区域 エ 宗海共第11号共同漁業権漁場区域 オ 宗海共第13号共同漁業権漁場区域 カ 宗海共第49号共同漁業権漁場区域 キ 上記以外の共同漁業権漁場区域					
火光を利用する敷き網漁業(やりにか)	宗海共第8号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	4隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第9号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	11隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第10号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	17隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第11号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第13号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上	同上	
同上	宗海共第49号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上	